

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

規則	ページ
◎知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則（9・29掲示）	1
◎退隠料等の支給に関する規則の一部を改正する規則	16
◎高知県温泉法施行細則の一部を改正する規則	16
◎高知県給与支給事務集中処理規則の一部を改正する規則	27
高知県議会規則	
◎高知県議会会議規則の一部を改正する規則	27

規則

知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年9月29日（掲示済）

高知県知事 橋本 大二郎

高知県規則第115号

知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則

知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成11年高知県規則第27号）の一部を次のように改正する。

題名中「公益信託の引受けの」を「公益信託に係る」に改める。

第1条中「信託法」を「公益信託ニ関スル法律」に、「第75条第1項」を「第11条第1項及び公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令（平成4年政令第162号）第1条第1項」に、「第66条」を「第1条」に改め、「引受け」を削る。

第2条の見出しを「（公益信託の許可の申請）」に改め、同条第1項中「公益信託の引受け」を「法第2条第1項」に、「公益信託引受け許可申請書」を「公益信託許可申請書」に改め、同項第1号及び第2号を次のように改める。

（1）信託（信託法（平成18年法律第108号）第2条第1項に規定する信託をいう。以下同じ。）の設定趣意書

（2）信託行為（信託法第2条第2項に規定する信託行為をいう。以下同じ。）の内容を示す書類

第2条第1項第3号中「委託者」を「委託者（信託法第2条第4項に規定する委託者をいう。以下同じ。）」に改め、同項第4号中「受託者」を「受託者（信託法第2条第5項に規定する受託者をいう。以下同じ。）」に改め、同項第5号中「を置く」を「（信託法第123条第1項又は第258条第4項前段の定めにより指定される信託管理人をいう。以下同じ。）を指定する」に改め、同項第6号中「その他」を「その他の」に、「その構成員」を「その名称及び構成員の数を記載した書類並びに当該構成員」に改め、同項第7号中「信託財産」を「信託財産（信託法第2条第3項に規定する信託財産をいう。以下同じ。）に属する財産」に改め、同項第8号中「引受当初の事業年度及び次の事業年度（事業年度）」を「信託の引受けが行われる日が属する信託事務年度及び翌信託事務年度（信託事務年度）に、「引受後」を「信託の引受け後」に改め、同条第3項中「第1項に規定する」を「第1項の」に、「許可を」を「法第2条第1項の許可を」に改め、同条第4項中「法人にあっては、名称」を「受託者が法人である場合にあっては、その名称」に改める。

第3条中「公益信託の引受けを許可された受託者（以下「受託者」という。）」を「受託者は、法第2条第1項の許可を受けたとき」に改め、「書類に記載された」を削り、「終わった」を「終了した」に、「信託財産移転完了報告書」を「信託財産移転終了報告書」に、「登記所、銀行等の証明書類」を「登記事項証明書、銀行等の証明書類等」に改める。

第4条第1項中「毎事業年度（信託行為に別段の定めがないときは、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるもの）を「毎信託事務年度（信託事務年度の定めのないものにあっては、毎年4月1日から翌年の3月31日まで）に、「当該事業年度」を「当該信託事務年度」に改める。

第5条中「毎事業年度」を「毎信託事務年度」に改め、同条第1号及び第2号中「当該事業年度」を「当該信託事務年度」に改め、同条第3号中「当該事業年度末」を「当該信託事務年度末」に改め、同条第4号中「信託財産」を「信託財産に属する財産」に改める。

第6条中「前条」を「前条各号」に、「前事業年度」を「前信託事務年度」に、「信託財産」を「信託財産に属する財産」に改める。

第7条の見出しを「（特別の事情による信託の変更に係る書類の提出）」に改め、同条第1項中「信託行為の当時予見することのできなかった特別の事情により、信託の条項（以下この条において「信託条項」という。）の変更について、信託行為に定めるところにより知事の認可を受けようとするときは、別記第3号様式による信託条項変更認可申請書に次に掲げる書類を添えて、」を「法第5条第1項の特別の事情が生じたと認めるときは、次に掲げる書類を」に改め、同項各号を次のように改める。

（1）信託の変更を必要とする理由を記載した書類

（2）信託の変更案を記載した書類及び新旧対照表
第7条第2項中「規定による信託条項」を「信託」に、「書類のほか、」を「書類に」に改める。

第18条の見出し中「報告」を「報告等」に改め、同条中「別記第13号様式による公益信託終了報告書に前条各号に掲げる書類並びに信託事務の最終計算書及びこれに附属する書類を添えて、」を「別記第24号様式による公益信託終了報告書を」に改め、ただし書を削り、同条に次の1項を加え、同条を第30条とする。

2 清算受託者（信託法第177条に規定する清算受託者をいう。）は、信託の清算が結了したときは、清算結了後1月以内に、別記第25号様式による公益信託清算結了報告書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（1）信託の清算が結了した日の属する信託事務年度の事業状況報告書及び収支決算書
（2）信託の清算結了時における財産目録
（3）残余財産の処分に関する書類
第16条及び第17条を削る。

第15条第1項中「第67条及び第69条第1項」を「第3条及び第4条第1項」に改め、同条第2項中「第69条第1項」を「第4条第1項」に改め、同条第3項中「第67条」を「第3条」に、「及び」を「若しくは」に改め、同条第4項中「別記第10号様式」を「別記第23号様式」に改め、同条を第29条とする。

第14条第1号を次のように改める。

（1）信託行為及びこれに附属する書類

第14条第2号中「許可、認可」を「公益信託に係る許可」に改め、同条第3号中「、信託管理人及び」を「及び信託管理人の履歴書（これらの者が法人である場合にあっては、履歴書に代えて、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び主たる業務を記載した書類、登記事項証明書並びに定款又は寄附行為）」に改め、「（これらの者が法人である場合にあっては、履歴書に代えて、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び主たる業務を記載した書類、登記事項証明書並びに定款又は寄附行為）」を削り、同条第7号中「収入支出」を「収入及び支出」に改め、同条を第28条とする。

第13条第1項中「別記第9号様式」を「別記第22号様式」に改め、同条第2項中「届出を行う場合」を「規定による届出」に改め、「公益信託に係る」を削り、「を承継した」を「の承継をした」に改め、同条第3項中「届出を行う場合」を「規定による届出」に、「同条第1項第6号」を「第1項第6号」に改め、同条を第27条とし、同条の前に次の4条を加える。

（信託管理人の辞任の許可の申請）

第23条 信託管理人は、信託法第128条第2項において準用する同法第57条第2項及び法第8条の規定に基づき辞任の許可を受けようとするときは、別記第18号様式による信託管理人辞任許可申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければな

らない。

- (1) 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
- (2) 新たな信託管理人の選任に関する意見を記載した書類（信託管理人の解任の請求）

第24条 委託者又は他の信託管理人は、信託法第128条第2項において準用する同法第58条第4項及び法第8条の規定に基づき信託管理人の解任を請求しようとするときは、別記第19号様式による信託管理人解任請求書に新たな信託管理人の選任に関する意見を記載した書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（新たな信託管理人の選任の請求）

第25条 利害関係人は、信託法第129条第1項において準用する同法第62条第4項及び法第8条の規定に基づき新たな信託管理人の選任を請求しようとするときは、別記第20号様式による新信託管理人選任請求書に新たな信託管理人となるべき者に係る第2条第1項第5号及び第2項に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（信託の終了の請求）

第26条 委託者、受託者又は信託管理人は、信託法第165条第1項及び法第8条の規定に基づき信託の終了を請求しようとするときは、別記第21号様式による信託終了請求書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
- (2) 残余財産の処分の見込みに関する書類

第12条の見出し中「請求手続」を「請求」に改め、同条中「知事に対し」を「信託法第123条第4項又は第258条第6項及び法第8条の規定に基づき」に、「別記第8号様式」を「別記第17号様式」に改め、同条を第22条とし、同条の前に次の5条を加える。

（信託財産管理命令の請求）

第17条 利害関係人は、信託法第63条第1項及び法第8条の規定に基づき信託財産管理命令（信託法第63条第1項に規定する信託財産管理命令をいう。）を請求しようとするときは、別記第12号様式による信託財産管理命令請求書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 受託者の任務の終了の事由を記載した書類
- (2) 信託財産管理者（信託法第64条第1項及び法第8条の規定により選任される信託財産管理者をいう。以下同じ。）の選任に関する意見を記載した書類

（保存行為等の範囲を超える行為の許可の申請）

第18条 信託財産管理者は、信託法第66条第4項及び法第8条の規定により信託法第66条第4項各号に掲げる行為（次項において「保存行為等」という。）の範囲を超える行為の許可を受けようとするときは、別記第13号様式による保存行為等の範囲を

超える行為許可申請書に当該許可を受けようとする行為の概要を記載した書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 前項の規定は、信託法第74条第6項において準用する同法第66条第4項及び法第8条の規定により保存行為等の範囲を超える行為の許可を受けようとする信託財産法人管理人（信託法第74条第6項において準用する同法第64条第1項及び法第8条の規定により選任される信託財産法人管理人をいう。以下同じ。）について準用する。

（信託財産管理者又は信託財産法人管理人の辞任の許可の申請）

第19条 信託財産管理者は、信託法第70条において読み替えて準用する同法第57条第2項及び法第8条の規定に基づき辞任の許可を受けようとするときは、別記第14号様式による信託財産管理者（信託財産法人管理人）辞任許可申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
- (2) 新たな信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

2 前項の規定は、信託法第74条第6項において準用する同法第70条において読み替えて準用する同法第57条第2項及び法第8条の規定に基づき辞任の許可を受けようとする信託財産法人管理人について準用する。この場合において、前項第2号中「新たな信託財産管理者」とあるのは、「新たな信託財産法人管理人」と読み替えるものとする。

（信託財産管理者又は信託財産法人管理人の解任の請求）

第20条 委託者又は信託管理人は、信託法第70条において準用する同法第58条第4項及び法第8条の規定に基づき信託財産管理者の解任を請求しようとするときは、別記第15号様式による信託財産管理者（信託財産法人管理人）解任請求書に新たな信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 前項の規定は、信託法第74条第6項において準用する同法第70条において準用する同法第58条第4項及び法第8条の規定に基づき信託財産法人管理人の解任を請求しようとする委託者又は信託管理人について準用する。この場合において、前項中「信託財産管理者の解任」とあるのは「信託財産法人管理人の解任」と、「新たな信託財産管理者」とあるのは「新たな信託財産法人管理人」と読み替えるものとする。

（信託財産法人管理命令の請求）

第21条 利害関係人は、信託法第74条第2項及び法第8条の規定に基づき信託財産法人管理命令（信託法第74条第2項に規定する信託財産法人管理命令をいう。）を請求しようとするときは、別記第16号様式による信託財産法人管理命令請求書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（1）受託者の死亡の事実を記載した書類

（2）信託財産法人管理人の選任に関する意見を記載した書類 第11条の見出し中「新受託者」を「新たな受託者」に、「請求手続」を「請求」に改め、同条中「受託者が欠けることとなる場合において、知事に対し新受託者」を「信託法第62条第4項及び法第8条の規定に基づき新たな受託者」に、「別記第7号様式」を「別記第11号様式」に改め、同条第2号中「新受託者」を「新たな受託者」に改め、「並びに就任承諾書」を削り、同号を同条第3号とし、同条第1号中「新受託者」を「新たな受託者」に改め、同号を同条第2号とし、同条に第1号として次の1号を加え、同条を第16条とする。

（1）受託者の任務の終了の事由を記載した書類

第10条第1項中「当該法人が」を「当該法人が合併以外の理由により」に、「後見人」を「若しくは後見人」に、「別記第6号様式」を「別記第10号様式」に、「その旨」を「その事実」に改め、同条第2項中「により」を「において定めた」に、「喪失した者」を「喪失した受託者」に改め、同条を第15条とする。

第9条の見出し中「請求手続」を「請求」に改め、同条中「若しくはその相続人」を削り、「受託者の任務違反その他重要な事由により、知事に対し」を「信託法第58条第4項及び法第8条の規定に基づき」に、「別記第5号様式」を「別記第9号様式」に、「新受託者」を「新たな受託者」に改め、同条を第14条とし、同条の前に次の1条を加える。

（検査役の選任の請求）

第13条 委託者又は信託管理人は、信託法第46条第1項及び法第8条の規定に基づき検査役の選任を請求しようとするときは、別記第8号様式による検査役選任請求書に検査役の選任に関する意見を記載した書類を添えて、知事に提出しなければならない。

第8条の見出し中「申請手続」を「申請」に改め、同条中「やむを得ない事由により」を「法第7条の規定に基づき」に、「別記第4号様式」を「別記第7号様式」に改め、同条第1号中「信託事務及び信託財産」を「信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務（信託法第2条第9項に規定する信託財産責任負担債務をいう。以下同じ。）」に改め、同条第2号中「新受託者」を「新たな受託者」に改め、同条第3号を削り、同条を第12条とする。

第7条の次に次の4条を加える。

（信託の変更の許可の申請）

第8条 受託者は、法第6条の規定により信託の変更の許可を受けようとするときは、別記第3号様式による信託変更許可申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（1）信託の変更をする根拠となる信託法の規定（同法第149条第4項の別段の定めがある場合にあっては、当該定めの内

<p>容を含む。以下この号において同じ。)を記載した書類及び当該規定による信託の変更の手続を経たことを証する書類</p> <p>(2) 信託の変更案を記載した書類及び新旧対照表</p> <p>2 前項の信託の変更が当該公益信託の事業内容の変更に係るものである場合にあっては、同項各号に掲げる書類のほか、事業計画書及び収支予算書の変更案及び新旧対照表並びに財産目録を添えなければならない。</p> <p>(信託の併合の許可の申請)</p> <p>第9条 受託者は、法第6条の規定により信託の併合（信託法第2条第10項に規定する信託の併合をいう。以下この項において同じ。）の許可を受けようとするときは、別記第4号様式による信託併合許可申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 信託の併合をする根拠となる信託法の規定（同法第151条第3項の別段の定めがある場合にあっては、当該定めの内容を含む。第3号において同じ。）を記載した書類</p> <p>(2) 信託の併合後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表</p> <p>(3) 信託法第152条第2項の規定による公告及び催告又は同条第3項の規定による公告をしたことその他同法の規定による信託の併合の手続を経たことを証する書類</p> <p>2 第2条第1項第5号から第9号まで及び第2項の規定は、前項の許可を受けようとする受託者について準用する。この場合において、同条第1項第8号中「信託の引受け」とあるのは、「信託の併合（信託法第2条第10項に規定する信託の併合をいう。）」と読み替えるものとする。</p> <p>(吸収信託分割の許可の申請)</p> <p>第10条 受託者は、法第6条の規定により吸収信託分割（信託法第2条第11項に規定する吸収信託分割をいう。以下この条において同じ。）の許可を受けようとするときは、別記第5号様式による吸収信託分割許可申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 吸収信託分割をする根拠となる信託法の規定（同法第155条第3項の別段の定めがある場合にあっては、当該定めの内容を含む。第3号において同じ。）を記載した書類</p> <p>(2) 吸収信託分割後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表</p> <p>(3) 信託法第156条第2項の規定による公告及び催告又は同条第2項の規定による公告をしたことその他同法の規定による吸収信託分割の手続を経たことを証する書類</p> <p>(新規信託分割の許可の申請)</p> <p>第11条 受託者は、法第6条の規定により新規信託分割（信託法第2条第11項に規定する新規信託分割をいう。以下この項において同じ。）の許可を受けようとするときは、別記第6号様式による新規信託分割許可申請書に次に掲げる書類を添えて、知</p>	<p>事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 新規信託分割をする根拠となる信託法の規定（同法第159条第3項の別段の定めがある場合にあっては、当該定めの内容を含む。第3号において同じ。）を記載した書類</p> <p>(2) 新規信託分割後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表</p> <p>(3) 信託法第160条第2項の規定による公告及び催告又は同条第3項の規定による公告をしたことその他同法の規定による新規信託分割の手続を経たことを証する書類</p> <p>2 第2条第1項第5号から第9号まで及び第2項の規定は、前項の許可を受けようとする受託者について準用する。この場合において、同条第1項第8号中「信託の引受け」とあるのは、「新規信託分割（信託法第2条第11項に規定する新規信託分割をいう。）」と読み替えるものとする。</p> <p>別記様式を次のように改める。</p>
--	---

別記**第1号様式** (第2条関係)

年　月　日

高知県知事 様

申請者

住所

氏名

㊞

電話番号

(法人にあっては、主たる事務所の所
(在地、名称及び代表者の職・氏名)

公益信託許可申請書

公益信託（ ）について、公益信託ニ関スル法律第2条第1項の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

注 1 次の書類を添えてください。

- (1) 信託の設定趣意書
 - (2) 信託行為の内容を示す書類
 - (3) 委託者となるべき者の履歴書及び印鑑証明書
 - (4) 受託者となるべき者の履歴書及び印鑑証明書
 - (5) 信託管理人となるべき者の就任承諾書、履歴書及び印鑑証明書
 - (6) 運営委員会等の名称及び構成員の数を記載した書類並びに当該構成員となるべき者の名簿、就任承諾書、履歴書及び印鑑証明書
 - (7) 信託財産に属する財産となるべきものの種類及び総額を記載した書類並びに当該財産の権利及び価格を証する書類
 - (8) 信託の引受けが行われる日が属する信託事務年度及び翌信託事務年度(信託事務年度の定めがないときは、信託の引受け後2年間)の事業計画書及び收支予算書
 - (9) 公益信託の実施に係る規程その他参考となる資料
- 2 委託者、受託者又は信託管理人となるべき者が法人である場合は、履歴書に代えて、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び主たる業務を記載した書類、登記事項証明書並びに定款又は寄附行為を添えてください。
- 3 信託管理人又は運営委員会等に係る書類は、信託管理人を指定する場合又は運営委員会等を設置する場合に限り添えてください。

第2号様式 (第3条関係)

年　月　日

高知県知事 様

受託者

住所

氏名

㊞

電話番号

(法人にあっては、主たる事務所の所
(在地、名称及び代表者の職・氏名)

信託財産移転終了報告書

公益信託について、信託財産に属する財産の移転が終了しましたので、知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則第3条の規定により関係書類を添えて報告します。

公益信託の名称	
移転終了年月日	年　月　日

注 1 次の書類を添えてください。

- (1) 信託財産に属する財産の移転が終了したことを証する書類(登記事項証明書、銀行等の証明書類等)
 - (2) 財産目録
- 2 信託財産に属する財産の移転の終了後1月以内に報告してください。

第3号様式 (第8条関係)

年　月　日

高知県知事様

受託者

住所

氏名

㊞

電話番号

(法人にあっては、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名)

信託変更許可申請書

公益信託について、公益信託ニ関スル法律第6条の規定により信託の変更の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

公益信託の名称	
信託の変更を必要とする理由	

注 1 次の書類を添えてください。

- (1) 信託の変更をする根拠となる信託法の規定（同法第149条第4項の別段の定めがある場合は、当該定めの内容を含みます。）を記載した書類及び当該規定による信託の変更の手続を経たことを証する書類
 - (2) 信託の変更案を記載した書類及び新旧対照表
- 2 信託の変更が当該公益信託の事業内容の変更に係るものである場合は、事業計画書及び収支予算書の変更案及び新旧対照表並びに財産目録を添えてください。

第4号様式 (第9条関係)

年　月　日

高知県知事様

受託者

住所

氏名

㊞

電話番号

(法人にあっては、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名)

信託併合許可申請書

公益信託について、公益信託ニ関スル法律第6条の規定により信託の併合の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

公益信託の名称	
信託の併合を必要とする理由	

注 1 次の書類を添えてください。

- (1) 信託の併合をする根拠となる信託法の規定（同法第151条第3項の別段の定めがある場合は、当該定めの内容を含みます。）を記載した書類
 - (2) 信託の併合後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表
 - (3) 信託法第152条第2項の規定による公告及び催告又は同条第3項の規定による公告をしたことその他信託法の規定による信託の併合の手続を経たことを証する書類
 - (4) 信託管理人となるべき者の就任承諾書、履歴書及び印鑑証明書
 - (5) 運営委員会等の名称及び構成員の数を記載した書類並びに当該構成員となるべき者の名簿、就任承諾書、履歴書及び印鑑証明書
 - (6) 信託財産に属する財産となるべきものの種類及び総額を記載した書類並びに当該財産の権利及び価格を証する書類
 - (7) 信託の併合が行われる日が属する信託事務年度及び翌信託事務年度（信託事務年度の定めがないときは、信託の併合後2年間）の事業計画書及び収支予算書
 - (8) 公益信託の実施に係る規程その他参考となる資料
- 2 信託管理人となるべき者が法人である場合は、履歴書に代えて、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び主たる業務を記載した書類、登記事項証明書並びに定款又は寄附行為を添えてください。
- 3 信託管理人又は運営委員会等に係る書類は、信託管理人を指定する場合又は運営委員会等を設置する場合に限り添えてください。

第5号様式 (第10条関係)

年　月　日

高知県知事 様

受託者

住所

氏名

㊞

電話番号

(法人にあっては、主たる事務所の所
(在地、名称及び代表者の職・氏名)

吸收信託分割許可申請書

公益信託について、公益信託ニ関スル法律第6条の規定により吸收信託分割の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

公益信託の名称	
吸收信託分割を必要とする理由	

注 次の書類を添えてください。

- 1 吸收信託分割をする根拠となる信託法の規定（同法第155条第3項の別段の定めがある場合は、当該定めの内容を含みます。）を記載した書類
- 2 吸收信託分割後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表
- 3 信託法第156条第2項の規定による公告及び催告又は同条第3項の規定による公告をしたことその他信託法の規定による吸收信託分割の手続を経たことを証する書類

第6号様式 (第11条関係)

年　月　日

高知県知事 様

受託者

住所

氏名

㊞

電話番号

(法人にあっては、主たる事務所の所
(在地、名称及び代表者の職・氏名)

新規信託分割許可申請書

公益信託について、公益信託ニ関スル法律第6条の規定により新規信託分割の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

公益信託の名称	
新規信託分割を必要とする理由	

注 1 次の書類を添えてください。

- (1) 新規信託分割をする根拠となる信託法の規定（同法第159条第3項の別段の定めがある場合は、当該定めの内容を含みます。）を記載した書類
- (2) 新規信託分割後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表
- (3) 信託法第160条第2項の規定による公告及び催告又は同条第3項の規定による公告をしたことその他信託法の規定による新規信託分割の手続を経たことを証する書類
- (4) 信託管理人となるべき者の就任承諾書、履歴書及び印鑑証明書
- (5) 運営委員会等の名称及び構成員の数を記載した書類並びに当該構成員となるべき者の名簿、就任承諾書、履歴書及び印鑑証明書
- (6) 信託財産に属する財産となるべきものの種類及び総額を記載した書類並びに当該財産の権利及び価格を証する書類
- (7) 新規信託分割が行われる日が属する信託事務年度及び翌信託事務年度（信託事務年度の定めがないときは、新規信託分割後2年間）の事業計画書及び收支予算書
- (8) 公益信託の実施に係る規程その他参考となる資料
- 2 信託管理人となるべき者が法人である場合は、履歴書に代えて、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び主たる業務を記載した書類、登記事項証明書並びに定款又は寄附行為を添えてください。
- 3 信託管理人又は運営委員会等に係る書類は、信託管理人を指定する場合又は運営委員会等を設置する場合に限り添えてください。

第7号様式 (第12条関係)

年　月　日

高知県知事様

受託者

住所

氏名

㊞

電話番号

(法人にあっては、主たる事務所の所)
 在地、名称及び代表者の職・氏名

受託者辞任許可申請書

公益信託ニ関スル法律第7条の規定に基づき公益信託の受託者の辞任の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

公益信託の名称	
辞任しようとする理由	
辞任予定年月日	年　月　日

注 次の書類を添えてください。

- 1 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
- 2 新たな受託者の選任に関する意見を記載した書類

第8号様式 (第13条関係)

年　月　日

高知県知事様

請求者

住所

氏名

㊞

電話番号

(法人にあっては、主たる事務所の所)
 在地、名称及び代表者の職・氏名

検査役選任請求書

信託法第46条第1項及び公益信託ニ関スル法律第8条の規定に基づく公益信託の検査役の選任について、関係書類を添えて請求します。

公益信託の名称	
請求者の信託上の地位	
受託者の住所及び氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称)	
検査役の選任を請求する理由	

注 検査役の選任に関する意見を記載した書類を添えてください。

第9号様式 (第14条関係)

年　月　日

高知県知事 様

請求者

住所

氏名

㊞

電話番号

(法人にあっては、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名)

受託者解任請求書

信託法第58条第4項及び公益信託ニ関スル法律第8条の規定に基づく公益信託の受託者の解任について、関係書類を添えて請求します。

公益信託の名称	
請求者の信託上の地位	
受託者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称）	
受託者の解任を請求する理由	

注 新たな受託者の選任に関する意見を記載した書類を添えてください。

第10号様式 (第15条関係)

年　月　日

高知県知事 様

届出者

住所

氏名

㊞

電話番号

(法人にあっては、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名)

受託者任務終了届

公益信託の受託者の任務が終了しましたので、知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則第15条第1項（第15条第2項において準用する同条第1項）の規定により関係書類を添えて届け出ます。

公益信託の名称	
届出者の信託上の地位	
受託者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称）	
受託者の任務の終了の事由	

注 受託者の任務が終了したことを証する書類を添えてください。

第11号様式 (第16条関係)

年　月　日

高知県知事様

請求者

住所

氏名

㊞

電話番号

(法人にあっては、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名)

新受託者選任請求書

信託法第62条第4項及び公益信託ニ関スル法律第8条の規定に基づく公益信託の新たな受託者の選任について、関係書類を添えて請求します。

公益信託の名称	
請求者の信託上の地位等	
新たな受託者となるべき者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称）	

注 1 次の書類を添えてください。

- (1) 受託者の任務の終了の事由を記載した書類
 - (2) 新たな受託者の選任に関する意見を記載した書類
 - (3) 新たな受託者となるべき者の履歴書及び印鑑証明書
- 2 新たな受託者となるべき者が法人である場合は、履歴書に代えて、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び主たる業務を記載した書類、登記事項証明書並びに定款又は寄附行為を添えてください。

第12号様式 (第17条関係)

年　月　日

高知県知事様

請求者

住所

氏名

㊞

電話番号

(法人にあっては、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名)

信託財産管理命令請求書

信託法第63条第1項及び公益信託ニ関スル法律第8条の規定に基づく公益信託の信託財産管理命令について、関係書類を添えて請求します。

公益信託の名称	
請求者の信託上の地位等	
信託財産管理者となるべき者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称）	
信託財産管理命令を請求する理由	

注 次の書類を添えてください。

- 1 受託者の任務の終了の事由を記載した書類
- 2 信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

第13号様式 (第18条関係)

年　月　日

高知県知事 様

信託財産管理者（信託財産法人管理人）

住所

氏名

㊞

電話番号

(法人にあっては、主たる事務所の所)
 在地、名称及び代表者の職・氏名

保存行為等の範囲を超える行為許可申請書

信託法（第74条第6項において準用する同法）第66条第4項及び公益信託ニ関スル法律第8条の規定により公益信託の保存行為等の範囲を超える行為の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

公益信託の名称	
許可を受けようとする理由	

注 許可を受けようとする行為の概要を記載した書類を添えてください。

第14号様式 (第19条関係)

年　月　日

高知県知事 様

信託財産管理者（信託財産法人管理人）

住所

氏名

㊞

電話番号

(法人にあっては、主たる事務所の所)
 在地、名称及び代表者の職・氏名

信託財産管理者（信託財産法人管理人）辞任許可申請書

信託法（第74条第6項において準用する同法）第70条において読み替えて準用する同法第57条第2項及び公益信託ニ関スル法律第8条の規定に基づき公益信託の信託財産管理者（信託財産法人管理人）の辞任の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

公益信託の名称	
辞任しようとする理由	
辞任予定年月日	年　月　日

注 次の書類を添えてください。

- 1 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
- 2 新たな信託財産管理者（信託財産法人管理人）の選任に関する意見を記載した書類

第15号様式 (第20条関係)

年　月　日

高知県知事様

請求者

住所

氏名

(印)

電話番号

(法人にあっては、主たる事務所の所)
 在地、名称及び代表者の職・氏名

信託財産管理者（信託財産法人管理人）解任請求書

信託法（第74条第6項において準用する同法）第70条において準用する同法第58条第4項及び公益信託ニ関スル法律第8条の規定に基づく公益信託の信託財産管理者（信託財産法人管理人）の解任について、関係書類を添えて請求します。

公益信託の名称	
請求者の信託上の地位	
受託者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称）	
信託財産管理者（信託財産法人管理人）の解任を請求する理由	

注 新たな信託財産管理者（信託財産法人管理人）の選任に関する意見を記載した書類を添えてください。

第16号様式 (第21条関係)

年　月　日

高知県知事様

請求者

住所

氏名

(印)

電話番号

(法人にあっては、主たる事務所の所)
 在地、名称及び代表者の職・氏名

信託財産法人管理命令請求書

信託法第74条第2項及び公益信託ニ関スル法律第8条の規定に基づく公益信託の信託財産法人管理命令について、関係書類を添えて請求します。

公益信託の名称	
請求者の信託上の地位等	
信託財産法人管理人となるべき者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称）	
信託財産法人管理命令を請求する理由	

注 次の書類を添えてください。

- 1 受託者の死亡の事実を記載した書類
- 2 信託財産法人管理人の選任に関する意見を記載した書類

第17号様式 (第22条関係)

年　月　日

高知県知事様

請求者

住所

氏名

印

電話番号

(法人にあっては、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名)

信託管理人選任請求書

信託法第123条第4項（第258条第6項）及び公益信託ニ関スル法律第8条の規定に基づく公益信託の信託管理人の選任について、関係書類を添えて請求します。

公益信託の名称	
請求者の信託上の地位等	
信託管理人の選任を請求する理由	
信託管理人となるべき者の住所及び氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称)	

注 1 信託管理人となるべき者の就任承諾書、履歴書及び印鑑証明書を添えてください。

2 信託管理人となるべき者が法人である場合は、履歴書に代えて、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び主たる業務を記載した書類、登記事項証明書並びに定款又は寄附行為を添えてください。

第18号様式 (第23条関係)

年　月　日

高知県知事様

信託管理人

住所

氏名

印

電話番号

(法人にあっては、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名)

信託管理人辞任許可申請書

信託法第128条第2項において準用する同法第57条第2項及び公益信託ニ関スル法律第8条の規定に基づき公益信託の信託管理人の辞任の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

公益信託の名称	
辞任しようとする理由	
辞任予定年月日	年　月　日

注 次の書類を添えてください。

- 1 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
- 2 新たな信託管理人の選任に関する意見を記載した書類

第19号様式 (第24条関係)

年　月　日

高知県知事様

請求者

住所

氏名

印

電話番号

(法人にあっては、主たる事務所の所)
 在地、名称及び代表者の職・氏名

信託管理人解任請求書

信託法第128条第2項において準用する同法第58条第4項及び公益信託ニ関スル法律第8条の規定に基づく公益信託の信託管理人の解任について、関係書類を添えて請求します。

公益信託の名称	
請求者の信託上の地位	
受託者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称）	
信託管理人の解任を請求する理由	

注 新たな信託管理人の選任に関する意見を記載した書類を添えてください。

第20号様式 (第25条関係)

年　月　日

高知県知事様

請求者

住所

氏名

印

電話番号

(法人にあっては、主たる事務所の所)
 在地、名称及び代表者の職・氏名

新信託管理人選任請求書

信託法第129条第1項において準用する同法第62条第4項及び公益信託ニ関スル法律第8条の規定に基づく公益信託の新たな信託管理人の選任について、関係書類を添えて請求します。

公益信託の名称	
請求者の信託上の地位等	
信託管理人の任務の終了の事由	
新たな信託管理人となるべき者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称）	

注 次の書類を添えてください。

- 1 新たな信託管理人となるべき者の就任承諾書、履歴書及び印鑑証明書
- 2 新たな信託管理人となるべき者が法人である場合は、履歴書に代えて、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び主たる業務を記載した書類、登記事項証明書並びに定款又は寄附行為を添えてください。

第21号様式 (第26条関係)

年　月　日

高知県知事様

請求者

住所

氏名

印

電話番号

(法人にあっては、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名)

信託終了請求書

信託法第165条第1項及び公益信託ニ関スル法律第8条の規定に基づく公益信託の終了について、関係書類を添えて請求します。

公益信託の名称	
請求者の信託上の地位	
信託の終了を請求する理由	

注 次の書類を添えてください。

- 1 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
- 2 残余財産の処分の見込みに関する書類

第22号様式 (第27条関係)

年　月　日

高知県知事様

受託者

住所

氏名

印

電話番号

(法人にあっては、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名)

公益信託変更等届

公益信託について、次のとおり変更等がありましたので、知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則第27条第1項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

公益信託の名称	
変更等があった事項	
変更等の内容	
変更等の理由	
変更等の年月日	年　月　日

注 1 変更等があったことを証する書類を添えてください。

2 委託者又はその相続人の死亡（委託者が法人である場合は、当該法人の合併又は解散）に係る届出のときは、委託者としての地位を承継した者の履歴書及び当該承継を証する書類を添えてください。

3 信託管理人又は運営委員会等の構成員の変更に係る届出のときは、新たに就任する信託管理人又は運営委員会等の構成員の就任承諾書、履歴書及び印鑑証明書を添えてください。この場合において、新たに就任する信託管理人が法人であるときは、履歴書に代えて、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び主たる業務を記載した書類、登記事項証明書並びに定款又は寄附行為を添えてください。

第23号様式 (第29条関係)

9センチメートル	
写真	第 号 公益信託検査員証 所属 _____ 職名 _____ 氏名 _____
9センチメートル	

年 月 日交付 (1年間有効)

上記の者は、公益信託ニ関スル法律第3条及び第4条第1項並びに知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則第29条第1項の規定に基づき、信託事務及び信託財産の状況を検査する職員であることを証明します。

高知県知事 印

(裏面)

公益信託ニ関スル法律 (抜粋)	
第3条 公益信託ハ主務官庁ノ監督に属ス 第4条 主務官庁ハ何時ニテモ公益信託事務ノ処理ニ付検査ヲ為シ且財産ノ供託其ノ他必要ナル処分ヲ命スルコトヲ得 略 知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則 (抜粋) (業務の監督) 第29条 知事は、必要があると認めるときは、法第3条及び第4条第1項の規定により、受託者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に信託事務及び信託財産の状況を検査させることができる。 2 知事は、前項の規定による検査の結果、是正する必要があると認めるときは、法第4条第1項の規定により、受託者に対し財産の供託その他の必要な処分を命ずることができる。 3 知事は、必要があると認めるときは、法第3条の規定により、受託者に対し事業計画若しくは収支予算について変更を命じ、又は運営委員会等の設置を命ずることができる。この場合において、受託者に意見を述べる機会を与えるものとする。 4 第1項の規定により検査をする職員は、別記第23号様式による公益信託検査員証を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。	

第24号様式 (第30条関係)

年 月 日

高知県知事 様

受託者

住所

氏名

㊞

電話番号

(法人にあっては、主たる事務所の所)
 在地、名称及び代表者の職・氏名

公益信託終了報告書

公益信託について、信託が終了しましたので、知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則第30条第1項の規定により報告します。

公益信託の名称	
信託の終了の事由	
終了年月日	年 月 日

第25号様式 (第30条関係)

年　月　日

高知県知事 様

清算受託者

住所

氏名

㊞

電話番号

(法人にあっては、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名)**公益信託清算報告書**

公益信託について、信託の清算が結了しましたので、知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則第30条第2項の規定により関係書類を添えて報告します。

公益信託の名称	
清算結了年月日	年　月　日

注 1 次の書類を添えてください。

- (1) 信託の清算が結了した日の属する信託事務年度の事業状況報告書及び収支決算書
 - (2) 信託の清算結了時における財産目録
 - (3) 残余財産の処分に関する書類
- 2 信託の清算結了後1ヶ月以内に報告してください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年9月30日から施行する。
(経過措置)
- 2 信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第109号)第1条の規定による改正前の信託法(大正11年法律第62号)が適用される公益信託(信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第3条第1項又は第6条第1項の規定に基づき新法信託とされていないものに限る。)については、なお従前の例による。

~~~~~  
退隱料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年10月16日

高知県知事 橋本 大二郎

**高知県規則第121号****退隱料等の支給に関する規則の一部を改正する規則**

退隱料等の支給に関する規則(昭和37年高知県規則第27号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「通算年金通則法(昭和36年法律第181号)」を「旧通算年金通則法(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条第1項の規定による廃止前の通算年金通則法(昭和36年法律第181号)」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(充当を行うことができる場合)

**第2条の2** 条例第15条の3の規定による退隱料等の支払金の金額の過誤払による返還金に係る債権(以下この条において「返還金債権」という。)への充当は、次に掲げる場合に行うことができるものとする。

- (1) 退隱料等の受給権者の死亡を支給事由とする遺族扶助料等の受給権者が、当該退隱料等の受給権者の死亡に伴う当該退隱料等の支払金の金額の過誤払による返還金債権に係る債務の弁済をすべき者であるとき。

- (2) 遺族扶助料等の受給権者が、同一の支給事由に基づく他の遺族扶助料等の受給権者の死亡に伴う当該遺族扶助料等の支払金の金額の過誤払による返還金債権に係る債務の弁済をすべき者であるとき。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~  
高知県温泉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

<p>平成19年10月16日 高知県知事 橋本 大二郎</p> <p>高知県規則第122号 高知県温泉法施行細則の一部を改正する規則</p> <p>高知県温泉法施行細則（昭和41年高知県規則第8号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第6条各号を次のように改める。</p> <p>(1) 省令第1条第1項に規定する土地の掘削の許可の申請書 別記第1号様式</p> <p>(2) 省令第2条に規定する許可の有効期間の更新の申請書 別記第2号様式</p> <p>(3) 省令第3条第1項に規定する土地の掘削等の許可を受けた者である法人の合併又は分割の承認の申請書 別記第3号様式</p> <p>(4) 省令第4条第1項に規定する土地の掘削等の許可を受けた者の相続の承認の申請書 別記第4号様式</p> <p>(5) 省令第5条に規定する土地の掘削等の工事の完了又は廃止の届出書 別記第5号様式</p> <p>(6) 省令第6条第1項に規定する増掘又は動力の装置の許可の申請書 別記第6号様式</p> <p>(7) 省令第7条第1項に規定する温泉の利用の許可の申請書 別記第7号様式</p> <p>(8) 省令第8条第1項に規定する温泉の利用の許可を受けた者である法人の合併又は分割の承認の申請書 别記第8号様式</p> <p>(9) 省令第9条第1項に規定する温泉の利用の許可を受けた者の相続の承認の申請書 别記第9号様式</p> <p>(10) 省令第11条に規定する温泉の成分等の掲示の届出書 别記第10号様式</p> <p>(11) 省令第11条に規定する温泉の成分等の掲示事項の変更の届出書 别記第11号様式</p> <p>(12) 法第19条第2項に規定する温泉成分分析を行う施設の登録の申請書 别記第12号様式</p> <p>(13) 省令第15条第1項に規定する温泉成分分析を行う施設の登録事項の変更の届出書 别記第13号様式</p> <p>(14) 省令第16条に規定する温泉成分分析の業務の廃止の届出書 别記第14号様式</p> <p>(15) 第3条の規定による温泉の利用状況についての報告書 别記第15号様式</p> <p>(16) 条例第2条第1項の規定による温泉の利用の許可に係る廃止の届出書 别記第16号様式</p> <p>(17) 条例第2条第1項の規定による温泉の利用の許可に係る変更の届出書 别記第17号様式</p> <p>(18) 条例第2条第2項の規定による温泉の利用の許可に係る廃止の届出書 别記第18号様式</p>	<p>別記様式を次のように改める。</p>	
--	-----------------------	--

別記**第1号様式** (第6条関係)

高知県知事 様

年 月 日

申請者 住所
 氏名 印
 電話番号
 (法人にあっては、主たる事務所の所)
 在地、名称及び代表者の職・氏名

土地の掘削許可申請書

温泉法第3条第1項の規定により温泉をゆう出させる目的で土地を掘削する許可を受けたいので、温泉法施行規則第1条の規定により下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 土地の掘削に係る温泉の利用の目的
- 2 掘削しようとする土地の所在、地番及び地目並びにその付近の状況
- 3 ゆう出路の口径、深さその他土地の掘削の工事の施工方法
- 4 土地の掘削の工事の着手及び完了の予定年月日

注 次の書類を添えてください。

- 1 土地の掘削をしようとする地点を明示した図面（縮尺5,000分の1の地図）及びその付近の見取図（縮尺25,000分の1の地図）
- 2 申請に係る土地の掘削が温泉法第4条第1項第1号又は第2号の規定に該当するかどうかを審査するために知事が必要があると認める書類
- 3 申請者が温泉法第3条第2項に規定する権利を有することを証する書類
- 4 申請者が温泉法第4条第1項第3号から第5号までの規定に該当しない者であることを誓約する書面
- 5 掘削孔仕上げ断面図（掘削口径、深度、ケーシングプログラム等土地の掘削の工事の施工方法を図示した断面図）
- 6 土地の掘削に係る温泉の利用の目的を具体的に記載した利用計画書

第2号様式 (第6条関係)

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所
 氏名 印
 電話番号
 (法人にあっては、主たる事務所の所)
 在地、名称及び代表者の職・氏名

許可有効期間更新申請書

許可を受けました土地の掘削（増掘・動力の装置）の工事が当該許可の有効期間内に完了しないと見込まれますので、温泉法（第11条第2項において読み替えて準用する同法）第5条第2項の規定に基づく当該許可の有効期間の更新について、温泉法施行規則第2条の規定により下記のとおり申請します。

記

- 1 土地の掘削、増掘又は動力の装置の許可の別
- 2 土地の掘削、増掘又は動力の装置の許可を受けた年月日
- 3 許可を受けた土地の掘削、増掘又は動力の装置の工事に係る土地の所在、地番及び地目
- 4 土地の掘削、増掘又は動力の装置の許可の有効期間の更新を必要とする理由

注 許可の有効期間の更新は、1回に限り、2年を限度として行うことができます。

第3号様式 (第6条関係)

年　月　日

高知県知事 様

申請者（承継者）　主たる事務所の所在地

名称

代表者の職・氏名

㊞

電話番号

土地の掘削等許可合併（分割）承継承認申請書

温泉法（第11条第2項において読み替えて準用する同法）第6条第1項の規定により土地の掘削（増掘・動力の装置）の許可を受けた者の合併（分割）による地位の承継について承認を受けたいので、温泉法施行規則第3条の規定により下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 合併により消滅する法人又は分割前の法人の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名
- 2 土地の掘削、増掘又は動力の装置の許可の別
- 3 土地の掘削、増掘又は動力の装置の許可を受けた年月日
- 4 許可を受けた土地の掘削、増掘又は動力の装置の工事に係る土地の所在、地番及び地目
- 5 合併又は分割の予定年月日

注 次の書類を添えてください。

- 1 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
- 2 申請者が温泉法第4条第1項第3号から第5号までの規定に該当しない者であることを誓約する書面

第4号様式 (第6条関係)

年　月　日

高知県知事 様

申請者（承継者）　住所

氏名

㊞

被相続人との続柄

電話番号

土地の掘削等許可相続承継承認申請書

温泉法（第11条第2項において読み替えて準用する同法）第7条第1項の規定により土地の掘削（増掘・動力の装置）の許可を受けた者の相続による地位の承継について承認を受けたいので、温泉法施行規則第4条の規定により下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 被相続人の住所及び氏名
- 2 土地の掘削、増掘又は動力の装置の許可の別
- 3 土地の掘削、増掘又は動力の装置の許可を受けた年月日
- 4 許可を受けた土地の掘削、増掘又は動力の装置の工事に係る土地の所在、地番及び地目
- 5 相続の開始年月日

注 1 次の書類を添えてください。

- (1) 戸籍謄本
- (2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により許可を受けた土地の掘削、増掘又は動力の装置の事業を承継すべき相続人として選定された者のときは、その全員の同意書
- (3) 申請者が温泉法第4条第1項第3号又は第4号の規定に該当しない者であることを誓約する書面
- 2 被相続人の死亡後60日以内に申請してください。

第5号様式 (第6条関係)

年　月　日

高知県知事 様

届出者 住所
 氏名 ㊞
 電話番号
 (法人にあっては、主たる事務所の所)
 (在地、名称及び代表者の職・氏名)

工事完了(廃止)届

許可を受けました土地の掘削(増掘・動力の装置)の工事を完了した(廃止した)ので、温泉法(第11条第2項において読み替えて準用する同法)第8条第1項及び温泉法施行規則第5条の規定により下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 土地の掘削、増掘又は動力の装置の許可の別
- 2 土地の掘削、増掘又は動力の装置の許可を受けた年月日
- 3 許可を受けた土地の掘削、増掘又は動力の装置の工事に係る土地の所在、地番及び地目
- 4 土地の掘削、増掘又は動力の装置の工事の完了又は廃止の年月日
- 5 土地の掘削の工事により温泉がゆう出した場合は、その旨
- 6 土地の掘削、増掘又は動力の装置の工事の完了時の状況(工事の完了の場合に記入してください。)

掘削		動力	
深度	口径	出力	揚湯能力
0 ~ m	mm	kw	1分当たり
~ m	mm	馬力	リットル
~ m	mm		

- 7 土地の掘削、増掘又は動力の装置の工事の廃止の理由(工事の廃止の場合に記入してください。)

注 次の書類を添えてください。

- 1 土地の掘削、増掘又は動力の装置の工事を完了した場合は、仕上げ断面図
- 2 温泉がゆう出した場合は、温泉の成分の登録分析機関が発行した温泉の成分の分析検査成績書の写し

第6号様式 (第6条関係)

年　月　日

高知県知事 様

申請者 住所
 氏名 ㊞
 電話番号
 (法人にあっては、主たる事務所の所)
 (在地、名称及び代表者の職・氏名)

増掘(動力の装置)許可申請書

温泉法第11条第1項の規定により温泉のゆう出路の増掘(温泉のゆう出量を増加させるための動力の装置)の許可を受けたいので、温泉法施行規則第6条の規定により下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 増掘又は動力の装置の目的
- 2 増掘又は動力の装置をしようとする場所及びその付近の状況
- 3 温泉のゆう出量、温度及び成分並びにゆう出路の口径及び深さ
- 4 増掘後のゆう出路の口径、深さその他増掘の工事の施工方法又は動力の装置の種類、出力その他動力の装置の詳細
- 5 増掘又は動力の装置の工事の着手及び完了の予定年月日

注 次の書類を添えてください。

- 1 増掘又は動力の装置をしようとする地点を明示した図面(縮尺5,000分の1の地図)及びその付近の見取図(縮尺25,000分の1の地図)
- 2 申請に係る増掘又は動力の装置が温泉法第11条第2項において読み替えて準用する同法第4条第1項第1号又は第2号の規定に該当するかどうかを審査するために知事が必要があると認める書類
- 3 申請者が温泉法第11条第2項において準用する同法第4条第1項第3号から第5号までの規定に該当しない者であることを誓約する書面
- 4 増掘又は動力の装置に係る仕上げ断面図
- 5 揚湯試験の実施結果を記載した書類
- 6 増掘又は動力の装置に係る温泉の利用の目的を具体的に記載した利用計画書
- 7 土地の掘削許可証の写し
- 8 温泉の成分の登録分析機関が発行した温泉の成分の分析検査成績書の写し

第7号様式 (第6条関係)

年　月　日

高知県知事 様

申請者 住所
 氏名 ㊞
 電話番号
 (法人にあっては、主たる事務所の所
 在地、名称及び代表者の職・氏名)

温泉の利用許可申請書

温泉法第15条第1項の規定により温泉を公共の浴用又は飲用に供する許可を受けたい
ので、温泉法施行規則第7条の規定により下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 浴用又は飲用の別
- 2 温泉のゆう出地
- 3 温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする施設の場所及び名称
- 4 温泉の温度並びに温泉の成分並びにその分析及び検査を行った登録分析機関の名
称及び登録番号

注 次の書類を添えてください。

- 1 温泉を公共の飲用に供しようとする場合は、当該温泉に含まれる一般細菌及び
大腸菌群の数並びに有機物の量に関する検査の結果を記載した書類
- 2 温泉の成分が衛生上有害であるかどうかを審査するために知事が必要があると
認める書類
- 3 申請者が温泉法第15条第2項各号の規定に該当しない者であることを誓約する書
面
- 4 温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする場所を明示した温泉利用施設の平
面図
- 5 温泉のゆう出地から温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする場所までの配
管等を明示した図面
- 6 温泉の成分の登録分析機関が発行した温泉の成分の分析検査成績書の写し
- 7 温泉の所有権を証する書類又は所有権者との契約書
- 8 譲受けに伴い許可を受けようとする場合は、譲渡契約書又は温泉の所有権を証
する書類及び譲渡前営業者に係る温泉の利用許可廃止届(別記第18号様式)(温泉
の利用許可証を含みます。)

第8号様式 (第6条関係)

年　月　日

高知県知事 様

申請者(承継者) 主たる事務所の所在地
 名称
 代表者の職・氏名 ㊞
 電話番号

温泉の利用許可合併(分割)承認申請書

温泉法第16条第1項の規定により温泉の利用の許可を受けた者の合併(分割)による
地位の承継について承認を受けたいので、温泉法施行規則第8条の規定により下記のとお
り関係書類を添えて申請します。

記

- 1 合併により消滅する法人又は分割前の法人の主たる事務所の所在地、名称及び代表者
の職・氏名
- 2 温泉の利用の許可を受けた年月日
- 3 温泉を公共の浴用又は飲用に供する施設の場所及び名称
- 4 合併又は分割の予定年月日

注 次の書類を添えてください。

- 1 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
- 2 申請者が温泉法第15条第2項各号の規定に該当しない者であることを誓約する書
面

第9号様式 (第6条関係)

年　月　日

高知県知事様

申請者(承継者) 住所
 氏名 ㊞
 被相続人との続柄
 電話番号

温泉の利用許可相続承認申請書

温泉法第17条第1項の規定により温泉の利用の許可を受けた者の相続による地位の承継について承認を受けたいので、温泉法施行規則第9条の規定により下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 被相続人の住所及び氏名
- 2 温泉の利用の許可を受けた年月日
- 3 温泉を公共の浴用又は飲用に供する施設の場所及び名称
- 4 相続の開始年月日

注 1 次の書類を添えてください。

- (1) 戸籍謄本
- (2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により許可を受けた温泉の公共の浴用又は飲用に供する事業を承継すべき相続人として選定された者のときは、その全員の同意書
- (3) 申請者が温泉法第15条第2項第1号又は第2号の規定に該当しない者であることを誓約する書面
- 2 被相続人の死亡後60日以内に申請してください。

第10号様式 (第6条関係)

年　月　日

高知県知事様

届出者 住所
 氏名 ㊞
 電話番号
 (法人にあっては、主たる事務所の所
 在地、名称及び代表者の職・氏名)

温泉の成分等掲示届

温泉を公共の浴用又は飲用に供するため温泉の成分等を掲示しますので、温泉法第18条第4項及び温泉法施行規則第11条の規定により下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 温泉を公共の浴用又は飲用に供する施設の場所及び名称
- 2 源泉名
- 3 温泉の泉質
- 4 源泉及び温泉を公共の浴用又は飲用に供する場所における温泉の温度
- 5 温泉の成分
- 6 温泉の成分の分析年月日
- 7 登録分析機関の名称及び登録番号
- 8 浴用又は飲用の禁忌症
- 9 浴用又は飲用の方法及び注意
- 10 温泉に水を加えて公共の浴用に供する場合は、その旨及びその理由
- 11 温泉を加温して公共の浴用に供する場合は、その旨及びその理由
- 12 温泉を循環させて公共の浴用に供する場合は、その旨(ろ過を実施している場合は、その旨を含みます。)及びその理由
- 13 温泉に入浴剤(着色し、着香し、又は入浴の効果を高める目的で加える物質をいいます。ただし、入浴する者が容易に判別することができるものを除きます。)を加えて公共の浴用に供する場合は、当該入浴剤の名称及びその理由
- 14 温泉を消毒して公共の浴用に供する場合は、当該消毒の方法及びその理由

注 次の書類を添えてください。

- 1 温泉の利用許可証の写し
- 2 温泉の成分の登録分析機関が発行した温泉の成分の分析検査成績書の写し

第11号様式 (第6条関係)

年　月　日

高知県知事 様

届出者 住所
 氏名 ㊞
 電話番号
 (法人にあっては、主たる事務所の所
 在地、名称及び代表者の職・氏名)

温泉の成分等掲示事項変更届

温泉を公共の浴用又は飲用に供するための温泉の成分等の掲示の内容を変更しますので、温泉法第18条第4項及び温泉法施行規則第11条の規定により下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 温泉を公共の浴用又は飲用に供する施設の場所及び名称
- 2 源泉名
- 3 温泉の泉質
- 4 源泉及び温泉を公共の浴用又は飲用に供する場所における温泉の温度
- 5 温泉の成分
- 6 温泉の成分の分析年月日
- 7 登録分析機関の名称及び登録番号
- 8 浴用又は飲用の禁忌症
- 9 浴用又は飲用の方法及び注意
- 10 温泉に水を加えて公共の浴用に供する場合は、その旨及びその理由
- 11 温泉を加温して公共の浴用に供する場合は、その旨及びその理由
- 12 温泉を循環させて公共の浴用に供する場合は、その旨（ろ過を実施している場合は、その旨を含みます。）及びその理由
- 13 温泉に入浴剤（着色し、着香し、又は入浴の効果を高める目的で加える物質をいいます。ただし、入浴する者が容易に判別することができるものを除きます。）を加えて公共の浴用に供する場合は、当該入浴剤の名称及びその理由
- 14 温泉を消毒して公共の浴用に供する場合は、当該消毒の方法及びその理由
- 15 上記のうち変更しようとする事項及びその内容
- 16 変更の予定年月日
- 17 変更の理由

注 次の書類を添えてください。

- 1 温泉の利用許可証の写し
- 2 温泉の成分の登録分析機関が発行した温泉の成分の分析検査成績書の写し

第12号様式 (第6条関係)

年　月　日

高知県知事 様

申請者 住所
 氏名 ㊞
 電話番号
 (法人にあっては、主たる事務所の所
 在地、名称及び代表者の職・氏名)

温泉成分分析施設登録申請書

温泉法第19条第1項の規定により温泉成分分析を行う施設の登録を受けたいので、同条第2項及び温泉法施行規則第12条の規定により下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 分析施設の名称及び所在地
- 2 温泉成分分析に使用する器具、機械又は装置の名称及び性能
- 3 分析責任者（温泉成分分析の業務の責任者をいいます。）の氏名
- 4 温泉成分分析の業務に関し分析責任者が有する資格
- 5 分析責任者の温泉成分分析に関する経験及び研究成果の概要
- 6 その他参考となるべき事項

注 次の書類を添えてください。

- 1 申請者が個人のときは、その住民票の写し又は外国人登録証明書の写し
- 2 申請者が法人のときは、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 3 分析施設の見取図
- 4 温泉成分分析を適正かつ確実に実施するのに十分な経理的基礎を有することを証する書類
- 5 申請者が温泉法第19条第4項各号の規定に該当しない者であることを誓約する書面

第13号様式 (第6条関係)

年　月　日

高知県知事様

届出者 住所
 氏名 ㊞
 電話番号
 (法人にあっては、主たる事務所の所)
 在地、名称及び代表者の職・氏名

温泉成分分析施設登録事項変更届

温泉成分分析を行う施設について登録事項の変更がありましたので、温泉法第20条及び温泉法施行規則第15条第1項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 登録年月日

2 登録番号

3 変更の内容

4 変更年月日

5 変更の理由

第14号様式 (第6条関係)

年　月　日

高知県知事様

届出者 住所
 氏名 ㊞
 電話番号
 (法人にあっては、主たる事務所の所)
 在地、名称及び代表者の職・氏名

温泉成分分析業務廃止届

温泉成分分析の業務を廃止しましたので、温泉法第21条第1項及び温泉法施行規則第16条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 登録年月日

2 登録番号

3 廃止年月日

4 廃止の理由

第15号様式 (第6条関係)

年　月　日

高知県知事 様

温泉の利用の許可を受けた者 住所
 氏名 印
 電話番号
 (法人にあっては、主たる事務所の所
 在地、名称及び代表者の職・氏名)

温泉利用状況報告書 (年度分)

高知県温泉法施行細則第3条の規定により、温泉の利用状況について下記のとおり報告します。

記

1 温泉を公共の浴用又は飲用に供する施設の場所及び名称

2 源泉名

3 源泉数

自噴によるもの	動力の装置によるもの

4 温泉のゆう出量 (4月1日現在)

自噴によるもの	動力の装置によるもの		
1分当たり	リットル	1分当たり	リットル

5 温泉の温度

6 旅館業法に基づく収容定員

7 宿泊施設数 (客室がある棟数)

8 温泉を利用している浴槽数

9 最近1年間の利用人員 (4月1日から3月31日まで)

宿泊者	温泉のみの利用者
人	人

注 毎年4月20日までに報告してください。

第16号様式 (第6条関係)

年　月　日

高知県知事 様

届出者 住所
 氏名 印
 電話番号
 (法人にあっては、主たる事務所の所
 在地、名称及び代表者の職・氏名)

温泉の利用許可廃止届

温泉を公共の浴用又は飲用に供する許可を受けていますが、当該温泉を公共の浴用又は飲用に供することを廃止しましたので、高知県温泉法施行条例第2条第1項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 温泉を公共の浴用又は飲用に供する施設の場所及び名称

2 温泉の利用許可証の年月日及び番号

3 廃止年月日

4 廃止の理由

注 廃止した日から10日以内に届け出てください。

第17号様式 (第6条関係)

年　月　日

高知県知事 様

届出者 住所
 氏名 ㊞
 電話番号
 (法人にあっては、主たる事務所の所
 在地、名称及び代表者の職・氏名)

温泉の利用許可変更届

温泉を公共の浴用又は飲用に供する許可を受けていますが、下記のとおり変更がありましたので、高知県温泉法施行条例第2条第1項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 温泉を公共の浴用又は飲用に供する施設の場所及び名称
- 2 温泉の利用許可証の年月日及び番号
- 3 変更の内容
- 4 変更年月日
- 5 変更の理由

注 温泉の利用の許可を受けた者の住所又は氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称又は代表者の職名若しくは氏名)に変更があったときに、その変更があつたことを証する書類(戸籍抄本、登記事項証明書等)を添えて、その変更があつた日から10日以内に届け出してください。

第18号様式 (第6条関係)

年　月　日

高知県知事 様

届出者 住所
 氏名 ㊞
 電話番号
 (法人にあっては、主たる事務所の所
 在地、名称及び代表者の職・氏名)

温泉の利用許可廃止届

温泉を公共の浴用又は飲用に供する許可を受けていますが、当該温泉を公共の浴用又は飲用に供することを廃止しましたので、高知県温泉法施行条例第2条第2項の規定により下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 温泉を公共の浴用又は飲用に供する施設の場所及び名称
- 2 温泉の利用許可証の年月日及び番号
- 3 廃止年月日
- 4 廃止の理由

注 次の書類を添えてください。

- 1 温泉の利用の許可を受けた者が個人のときは、戸籍謄本
- 2 温泉の利用の許可を受けた者が法人のときは、登記事項証明書
- 3 温泉の利用許可証

附 則

この規則は、平成19年10月20日から施行する。

~~~~~

高知県給与支給事務集中処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年10月16日

高知県知事 橋本 大二郎

**高知県規則第123号**

**高知県給与支給事務集中処理規則の一部を改正する規則**

高知県給与支給事務集中処理規則（昭和40年高知県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第4号中「第10条」を「第12条」に改める。

第11条の見出しを「（委任）」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**議 会 規 則**

高知県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年10月16日

高知県議会議長 山本 広明

**高知県議会規則第2号**

**高知県議会会議規則の一部を改正する規則**

高知県議会会議規則（昭和54年4月1日制定）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「おおむね次に掲げる範囲内において、会期」を「毎会期」に改め、同項各号を削る。

第6条第3項中「宿所又は連絡所」を「議員の住所（第3条の規定による届出をした者にあっては、当該届出に係る宿所又は連絡所）」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。